

地方スポーツ振興費補助金（運動部活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、将来にわたり子供たちがスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的として、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の運動部活動の地域展開等と地域スポーツ環境の一体的な整備に向け、休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援（以下「補助事業」という。）を実施する市町村に対し、予算の範囲内において運動部活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援）に係る地方スポーツ振興費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

また、事業の実施に当たっては、子供たちのスポーツ活動を地域全体で関係者が連携して支えることで、豊かで幅広い活動機会を保障するとともに、公教育の再生等の観点を踏まえ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることなどについても考慮する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（対象事業）

第2条 補助の対象は、市町村（さいたま市を除く。以下「補助事業者」という）が行う補助事業とする。

（対象経費等）

第3条 補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として埼玉県知事（以下知事という。）が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助事業の内容、補助対象経費、補助金の額及び補助率は別記に掲げるとおりとする。

（交付申請書の様式及び提出）

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は別紙様式1のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、県が定める日とする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、別紙様式2のとおりとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に別紙様式3による交付申請取り下げ書を知事に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式4による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的を変えないで、交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合は、この限りではない。

2 知事は前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに別紙様式5による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに別紙様式6による事業遅延届を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行及び支出状況について報告を求め、又はその状況を調査することができる。

2 補助事業者は、前項の要求があったときは、速やかに別紙様式7による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後 15 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに別紙様式 8 による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに県の会計年度が終了した場合）には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添えて、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の 4 月 10 日までに、実績報告書を提出しなければならない。

3 前 2 項の場合において、実績報告書の提出期限について知事の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 8 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式 9 による額の確定通知書を補助事業者に通ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 14 条 補助金の支払は、原則として前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは別紙様式 10 による補助金支払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 15 条 知事は、第 9 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があつた場合又は次に掲げる場合には、第 5 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、適正化法、施行令若しくはこの要綱又はこれに基づく知事

の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第3項の規定を準用する。
(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

3 知事は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより、得た収入の全部または一部について補助事業者に納付があった場合は、その納付額について県に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第17条 取得財産等のうち補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）第13条第4号の規定により、文部科学大臣（以下「大臣」という。）が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得

財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、別紙様式 11 による財産処分申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、間接補助事業者から財産処分の承認の申請を受けたときは、前項に規定する財産処分申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

5 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前 2 項の承認をする場合に準用する。

（補助金の経理）

第 18 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業を中止又は廃止した日あるいは完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（補助金調書）

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別紙様式 12 による調書を作成しておかなければならない。

（間接補助事業）

第 20 条 市町村は、第 1 条の補助事業を間接補助事業として実施する団体等に補助金を交付するときは、第 6 条から第 19 条まで（第 13 条第 1 項及び第 14 条を除く。）に掲げる条件を付さなければならない。

（事業成果の普及・啓発及び指導・助言等）

第 21 条 補助事業者は、事業成果の普及・啓発について、知事に協力するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、補助事業者の取組内容に対し、指導・助言等を行うことができる。

（その他）

第 22 条 前条までに定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱は廃止する。
 - ・運動部活動指導員活用事業補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日適用）
- 3 2 による廃止前の交付要綱に基づき交付を決定した事業については、なお従前の例による。

別記（第3条関係）

休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援

1. 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（さいたま市を除き、市町村の一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。間接補助事業者として行う場合は、団体等とする。また、本事業（中学校における部活動指導員の配置支援を除く）を行うことが適当と認められる団体に委託して行うことができる。

2. 事業の内容

（i）休日の地域クラブ活動の活動費等の支援

市町村において、休日の地域クラブ活動の実施に要する経費について支援を実施する。

支援の対象は、当該市町村が認定した「認定地域クラブ活動（文部科学省が令和7年12月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」において示された認定要件等に基づき認定したものをいう。以下同じ。）」とする。ただし、市町村が自ら地域クラブ活動を運営し、認定したものとみなされる場合及び認定制度の経過措置により認定を受けたものとみなされる場合を含むものとする。

（ii）地方公共団体の体制整備等

市町村において、運動部活動の地域展開等に向けた推進体制の整備等を実施する。

（iii）平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応

市町村において、平日の運動部活動の地域展開等について、実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、実証事業を実施する。

（iv）中学校における部活動指導員の配置支援

公立の中学校の設置者が、教師に代わり部活動の指導を行う部活動指導員を配置するために要する経費について支援を実施する。

支援の対象は、次に掲げる全ての事項を満たしているものとする。

① 実施主体である中学校の設置者が設置する中学校の全ての運動部活動

において、ガイドライン（活動時間：週当たり 11 時間程度（平日 2 時間、休日 3 時間）、休養日：週 2 日以上、部活動指導員に対する研修など）を遵守していること。

- ② 部活動指導員を配置する学校の設置者が設置する全ての学校において、教師の在校等時間の客観的な把握を行っていること。

3. 補助対象経費

- (1) 県は、上記 1 及び 2 に掲げる要件を満たす事業に対して補助するものとする。
- (2) 本事業に係る補助対象経費及び事業費を積算する際（事業を委託して実施する場合も含む。）の補助対象経費は、以下のとおりとし、各市町村の実状に応じて必要な事業費を計上することとする。

(i) 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援

休日の地域クラブ活動の実施に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費、補助金）

(ii) 地方公共団体の体制整備等

地方公共団体の体制整備等の実施に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、雑役務費、委託費）

(iii) 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応

平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費、補助金）

(iv) 中学校における部活動指導員の配置支援

中学校における部活動指導員の配置に要する経費のうち、次の経費。
なお、ガイドラインで示す部活動改革の基本的な考え方等を踏まえ、平日における部活動指導員の配置の取組を対象としつつ、①または②の場合に限り、休日の配置の取組も対象とする。

- ① 地域展開に至る前段階として部活動指導員の配置を行うもので、改革実行期間終了時までには計画的に地域展開に繋げていく取組
- ② 中山間地域や離島をはじめ特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合の取組

【経費】

- ・ 報酬（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。）
- ・ 期末手当・勤勉手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）
- ・ 交通費（ただし、人材バンクを立ち上げている又は立ち上げ計画を作成している学校設置者で、身近な地域での人材確保が困難であり、広域での人材の発掘等を行わざるを得ない状況における人材確保を支援する手立てとして、公共交通が不十分な地域で、当該地域では、自家用車通勤が不可欠など車での通勤がやむを得ない場合に限る。）

4. 補助金の額

- （i）休日の地域クラブ活動の活動費等の支援、（ii）地方公共団体の体制整備等及び（iv）中学校における部活動指導員の配置支援

各市町村が実施する当該補助事業の実施に要する補助対象経費の 2/3 以内の額（千円未満切捨て）とする。

- （iii）平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応

各市町村が実施する当該補助事業の実施に要する補助対象経費（千円未満切捨て）とする。